

その他必要資格

2016.6 (株)三機工業

機械名等	基準	講習名
発電機	建設工事現場等で10kW以上の発電設備を設置して使用する場合	電気主任技術者免状
溶接機	労働者にアーク溶接等の業務に従事させる場合	アーク溶接等の業務に係わる特別教育
玉掛け業務	制限荷重1t以上の揚貨装置及び吊上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛け業務	玉掛け技能講習
タイヤ交換	空気の充てん作業	タイヤの空気充てんの業務に関わる特別教育
サンダー、グラインダー	研削砥石の取替作業	研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
各種カッター、サンダー、各種解体用装置(ブレーカー、チップパー等)	労働者に常時特定粉じん作業にかかわる業務に従事させる場合	粉じん作業特別教育
チェーンソー	労働者に胸高直径が70cm以上の立木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木などの業務に従事させる場合	伐木等の業務に係る特別教育(大径木)
	労働者にチェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に従事させる場合	伐木等の業務に係る特別教育(小径木)